

## ○田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に設置される太陽光発電設備について、事業者等が配慮すべき事項として、生活環境や自然環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止、地域との合意形成等を示すことにより、当該設備の円滑かつ適正な設置及び管理が行われることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備を用いて、太陽光を電気に変換するための設備及びその附属物をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業(関連する木竹の伐採、盛土、切土等の土地の造成等の準備行為を含む。)をいう。ただし、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (3) 設置区域 太陽光発電設備を設置しようとする土地等をいう。
- (4) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (5) 事業者等 設置事業を実施し、若しくは設備を所有若しくは管理し、又は太陽光発電設備により発電事業を行う者をいう。
- (6) 地元自治会等 設置区域にかかる自治会及び関係自治会並びに設置区域に隣接する土地及び家屋の所有者及び居住者(法人を含む。)並びに環境面や景観面から影響が考えられる地域住民をいう。
- (7) 関係自治会 設置区域にかかる自治会と同様の利害関係を有すると合理的に判断される自治会をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、前条第4号に規定する出力が10キロワット以上のものに適用するものとする。

- 2 前項の規定による出力の適用については、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる事業者等により、太陽光発電設備が一体的に設置されるものと町長が認める場合又は既に太陽光発電設備の設置に係る工事が完了している土地等の近接地において実質的に同一と認められる事業者等により、新たな太陽光発電設備が一体的に設置されているものと町長が認める場合は、関係する太陽光発電設備の合計出力を合算するものとする。

### (対象地域)

第4条 この要綱の対象地域は、町内全域とする。ただし、町外において太陽光発電設備の設置事業を行う場合であっても、当町に影響を及ぼす恐れがあるときは、この要綱に沿った配慮を事業者を求めるものとする。

### (法令等に基づく手続等)

第5条 事業者等は、太陽光発電設備を設置する場合は、建設等に係る法規制について町の関係課、農業委員会、その他関係機関と事前に協議を行い、必要な手続を行うものとする。

2 事業者等は、設置区域の全部又は一部が別表1に掲げる区域に該当する場合は、当該設置事業が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、当該設置事業の計画の中止を含め、抜本的な見直しを検討するものとする。

(法令等の遵守義務)

第6条 事業者等は、設置事業(第9条に規定する内容の変更及び廃止を含む。以下同じ)に当たり、太陽光発電設備の設置に係る法令及び事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(平成29年3月資源エネルギー庁策定。)並びに山口県及び本町の条例、規則、要綱及びガイドラインを遵守しなければならない。

(隣接住民等への周知)

第7条 事業者等は、第8条第1項の届出を行う前に住民説明会の実施等により地元自治会等に設置事業の内容を周知し、太陽光発電設備設置事業地元自治会等説明結果報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 事業者等は、地元自治会等から出された要望や意見については誠実に対応し、地元自治会等との合意形成に努めるとともに、必要に応じて建設等に係る進捗状況を地元自治会等に報告するものとする。

(届出)

第8条 事業者等は、太陽光発電設備の設置に着手する30日前までに田布施町太陽光発電設備計画届出書(様式第1号)に設置区域の位置図その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

2 前項の規定による届出を行った事業者等は、当該届出に係る太陽光発電設備の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、田布施町太陽光発電設備計画変更・廃止届出書(様式第2号)を町長に提出するものとする。この場合、当該届出書の内容を第7条第1項の地元自治会等にあらかじめ通知するものとする。

3 前2項に規定する届出を行った事業者等は、その届出にかかる行為の完了後10日以内に田布施町太陽光発電設備設置等完了届(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(事業者等の責務)

第9条 事業者等は、第6条に規定するもののほか、設置事業にあたり、別表2に掲げる事項を遵守するものとする。

(調査並びに指導及び助言)

第10条 町長は、設置事業に関して必要があると認めるときは、事業内容を調査し、報告を求め、事業者等に対して必要な指導及び助言を行うものとする。この場合において、必要が生じたときは、国、県、その他関係機関(以下「国等」という。)と連携を図るものとする。

(国等への情報提供)

第11条 町長は、事業者等が設置事業を行うに当たり、第6条に定める義務を履行しないと認めるときは、FIT法第9条第1項に規定する、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請時に必要な法令等の手続が適正に行われていないものとみなし、国等へその状況や情報を提供するものとする。

(要綱の見直し)

第12条 この要綱は、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和5年7月4日訓令第61号）

この訓令は、令和5年7月4日から施行し、この訓令による改正後の田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(様式第1号)

田布施町太陽光発電設備計画届出書

年 月 日

田布施町長 様

届出者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

【太陽発電事業の概要】

太陽光発電設備の名称	
設備設置予定場所	田布施町
敷地面積	m <sup>2</sup>
定格発電出力	kW
着工予定年月日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日
住民説明会の開催	有 ・ 無 ※無の場合の事業内容の周知方法 ( )
参考資料	別添のとおり ※1
連絡先 ※2	事業者名
	代表者名
	住 所
	担当者名 電話番号 :

※1 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、その他必要な資料を添付してください。

※2 届出者とは別の事業者が連絡の窓口となる場合は必ず記載してください。

添付資料

- 1 位置図（縮尺 1/2,500）
- 2 委任状
- 3 法人の登記事項証明書（事業者等が法人の場合に限る。）
- 4 土地利用計画図（1/1,000 以上、造成計画並びに排水方向及び放流先を図示したもの）
- 5 造成計画断面図（縮尺縦 1/100 以上、横 1/1,000 以上）
- 6 公図の写し（設置区域及び隣接地の地目並びに所有者等を記入したもの）
- 7 太陽光発電設備設置事業地元自治会等説明結果報告書（様式第 5 号）
- 8 経済産業局に提出した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し
- 9 第 6 条関係確認書（遵守事項）（様式第 4 号）
- 10 第 9 条（事業者等の責務）確認事項（様式任意）
- 11 各法令等の許可書の写し
- 12 その他必要と認める図書

(様式第 2 号)

田布施町太陽光発電設備計画変更・廃止届出書

年 月 日

田布施町長 様

届出者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

太陽光発電設備の設置計画を変更（廃止）するので、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電設備の名称		
設 備 設 置 場 所 ※ 1		田布施町
変更の内容 ※2	変 更 前	
	変 更 後	
変更・廃止予定年月日		年 月 日
参 考 資 料		別添のとおり ※3
連 絡 先 ※4	事業者名	
	代表者名	
	住 所	
	担当者名	電話番号：

- ※1 設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。
- ※2 設置場所、敷地面積、定格発電出力、事業者の住所及び氏名（法人代表者の変更は除く）を変更する場合にあっては、その内容を記載してください。
- ※3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、その他必要な資料を添付してください。
- ※4 届出者とは別の事業者が連絡の窓口となる場合は必ず記載してください。

(様式第3号)

年 月 日

田布施町長 様

届出者 住 所  
事業者名  
代表者名  
電話番号

印

田布施町太陽光発電設備設置等完了届

年 月 日付で届出をした太陽光発電設備について、(設置・変更・廃止)が完了したので、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱第8条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電設備の名称	
設 置 場 所	田布施町
設置に係る土地等の所有面積	m <sup>2</sup>
発 電 設 備 出 力	k w
発 電 設 備 の 所 有 者 の 住 所 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先	住 所 氏 名 連絡先
発 電 設 備 管 理 者 の 住 所 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先	住 所 氏 名 連絡先
事 業 計 画 の 認 定 を 受 け た 日	年 月 日
設 置 完 了 日 及 び 稼 働 日 ( 予 定 )	完了 年 月 日 稼働 年 月 日予定
廃止日 (廃止届けの場合)	廃止 年 月 日
備 考	

添付書類 1 位置図 (縮尺 1/2, 500)

2 設置完了写真

(全景。名称及び連絡先を明記した表示板の設置状況が確認できるもの)

(様式第4号)

第6条関係確認書

確認法令等	遵守事項及び該当する場合の手続き・対応等
(1)電気事業法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	(遵守事項) 左記の法律の第38条に規定される自家用電気工作物に該当する場合は、同法に基づく所定の手続きを行うこと。 (該当する場合の手続き・対応等)
(2)森林法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	(遵守事項) ア 事業区域が地域森林整備計画の対象となっている民有林において、開発行為(土石又は樹根の掘削、開墾その他の土地の形質を変更する行為)をしようとする者で、その規模が10,000平方メートルを超えるもの(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、5,000平方メートルを超えるもの)は、左記の法律の第10条の2の規定に基づく開発の許可を得ること。 イ 左記の法律の第10条の8第1項の規定により立木を伐採しようとするときは、伐採しようとする日の30日から90日前までの間に同法に基づく届出を提出すること。 (該当する場合の手続き・対応等)
(3)農業振興地域の整備に関する法律 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	(遵守事項) 左記の法律の第8条第2項第1号に規定される農用地区域の農用地等が原則として含まれないこと。 (該当する場合の手続き・対応等)
(4)農地法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	(遵守事項) 設置区域が農地となっているとき又は設置区域の一部に農地が含まれているときは、左記の法律に規定する農地転用の許可を得ること。 (該当する場合の手続き・対応等)



<p>(5)文化財保護法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>事前に設置区域若しくはその周辺地域について、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を田布施町教育委員会に照会し確認を行うこと。埋蔵文化財の包蔵地である場合には、左記の法律の第93条第1項に規定する事前の届出等を行うこと。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(6)騒音規制法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域が、左記の法律の第3条第1項に規定する騒音について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業（騒音規制法施行令第2条に規定する作業）を行う場合は、事前に町長に届出を行うこと。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(7)振動規制法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域が左記の法律の第3条第1項に規定する振動について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業（振動規制法施行令第2条に規定する作業）を行う場合は、事前に町長に届出を行うこと。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(8)道路法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>ア 設置区域への取付道路や隣接道路など町道の形状を変更する場合は、左記の法律の第24条の許可を受けること。</p> <p>イ 設置区域及び設置区域外の道路において、太陽光発電設備を電力会社の電力系統に接続するために、電柱、送電線その他工作物を設け、接続して使用しようとする場合は、左記の法律の第32条の許可を受けること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>

<p>(9)河川法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>ア 河川区域及び河川保全区域において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する場合は、左記の法律の第20条、第25条から第27条まで及び第55条に規定する河川管理者の許可を受けること。</p> <p>イ 河川区域内の土地を占用しようとする場合は、左記の法律の第24条に規定する河川管理者の許可を受けること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(10)自然公園法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>事前に設置区域が左記の法律に規定する指定区域であるかどうかの確認を行うこととし、同法第20条第1項の特別地域に指定されている場合は、同法第3項に基づく管理者の許可を得ること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(11)土壤汚染対策法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域の土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切土、盛土等)の面積の合計が、3,000平方メートル以上となる場合は、左記の法律の第4条に基づき、土地の形質変更着手の30日前までに届出を行うこと。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(12)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域が、左記の法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場合は、同法第7条に基づく行為に対する許可を受けること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>

<p>(13)砂防法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域が、左記の法律に規定する砂防指定地の場合は、山口県の砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例第4条に基づく行為に対する許可を受けること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(14)地すべり等防止法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域が、左記の法律に規定する地すべり防止区域に指定されている場合は、同法第18条に基づく行為に対する許可を受けること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(15)海岸法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域が左記の法律に規定する海岸保全区域等である場合は同法第7条又は第8条に規定する占用又は行為の制限にかかる許可を受けること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(16)国土利用計画法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域について、左記の法律に規定する5,000㎡以上の土地売買等にかかる土地取引に該当する場合、同法第23条に規定する届出を行うこと。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(17)都市計画法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域について、1,000㎡以上の土地で開発行為に該当する場合は、左記の法律に規定する許可を受けること。また、開発行為に該当しない場合は、開発行為でない旨の届出を行うこと。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>

<p>(18)田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置区域について、県外から搬入された土砂等を用いて、面積が1,000 m<sup>2</sup>以上又は体積が1,000 m<sup>3</sup>以上の埋立て等を行う場合は、左記条例の第6条に規定する町に対する事前協議を行うほか、同条例第7条に規定する協定を町と締結すること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(19)田布施町法定外公共物管理条例</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>設置事業において、左記条例の第5条に規定する行為を行う場合は、同条に定めるところにより、町長の許可を受けること。</p> <p>(該当する場合の手続き・対応等)</p>
<p>(20)その他の法令・条例</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	

太陽光発電設備設置事業地元自治会等説明結果報告書

設備の名称（事業名）	
開催日	年 月 日 時間 場所
説明者名	
参加者名	
説明の状況（内容）	
地元自治会等の意見、要望	
地元自治会等の意見、要望への回答	

上記報告については、説明の内容と相違ありません。

田布施町長 様

年 月 日

事業者住所

事業者氏名

印

電話番号 ( ) ー

年 月 日

地元自治会名

地元自治会長名

印

電話番号 ( ) ー

別表1（第5条関係）

設置事業において適当でない地域

法令名	区域（名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不適切な管理又は不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電設備を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境の保全に支障をきたすおそれがある。

別表2（第9条関係）

事業者等の責務	具体的内容
(1)地元自治会等に対して事業内容を周知すること。	<p>ア 地元自治会等に対して、事業内容、本表に掲げる事業者等の責務に関わる具体的内容について説明及び周知を行うこと。</p> <p>イ 事業者等は、アの説明及び周知の結果について、太陽光発電設備設置事業地元自治会等説明結果報告書（様式第5号）を第8条に規定する届出書に添付し報告すること。</p>
(2)設置区域から周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等に対する防災対策を講ずること。	<p>ア 雨水排水について、設置区域内を含む流域全体の流量を勘案し、河川等の管理者と事前に協議し、必要な排水対策を講ずること。</p> <p>イ 森林伐採を伴う設備事業や土砂災害警戒区域等の急傾斜地等での設置事業は、山地災害や河川の氾濫、濁水等の発生が懸念されるため、十分な雨水の排水対策や地盤等の状況に応じた安全かつ安心な防災対策の措置を講ずること。</p>
(3)事業者等以外の者が容易に立ち入らないようフェンス等の柵を設置する等の防犯対策を講ずること。また、消防活動に配慮した防火対策を講ずること。	<p>ア 設置事業において、安全対策として事業者等以外の者が立ち入れないようフェンス等の柵を設置すること。</p> <p>イ 発電設備の防犯対策として、LED照明、監視カメラ等を設置するよう努めること。</p> <p>ウ 設置区域を管轄する消防署と協議し、消防活動用の通路を確保するなど消防活動に配慮した発電設備を設置するよう努めること。</p>
(4)名称及び連絡先を表示すること。	<p>ア 発電設備又はその周辺地域の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう敷地内入口付近の第三者から確認しやすい場所に発電設備の名称、設置場所の住所及び発電設備の出力並びに管理者、発電設備所有者等の名称及び連絡先の表示を行うこと。</p> <p>イ FIT法第9条第3項の認定を受けた発電設備にあつては、国ガイドラインに基づいた表示を行うこと。</p>
(5)周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずること。	<p>ア 発電設備の稼働音や振動等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>イ 発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>ウ 発電設備からの反射光が周辺の生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>エ 周辺環境への影響を配慮し、除草や清掃等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分に配慮すること。</p> <p>オ 発電設備及びこれに付随する施設（フェンス等）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項にいう道</p>

	<p>路等の狹隘道路に面して設置される場合は、道路境界からできるだけ後退すること。</p> <p>カ 設置区域の一部又は全部が別表 1 に該当する区域でないこと</p>
(6)天災、人災その他の事由により発電設備が破損した場合は、十分な措置を講ずること。	<p>ア 設置区域外へ被害が及ぶ場合は、地元自治会等へ周知を行い、被害を最小限にとどめるとともに、その復旧を行うこと。</p> <p>イ 非常時等において、破損等により使用不能となった発電設備は放置せず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき産業廃棄物として速やかに適切な処理を行うこと。</p>
(7)発電設備を廃止した場合は、事業者等の責任により撤去等適正な処理を行うこと。	<p>ア 発電設備を撤去する場合は、廃棄物処理法その他関係法令に従い、速やかに、かつ、適正に処理を行い、設置区域に放置しないこと。</p> <p>イ 事業内容において、発電設備を廃止する場合における発電設備の処分方法をあらかじめ定めておくこと。</p>
(8)調和のとれた景観の形成となるよう必要な措置を講ずること。	<p>ア 周囲の景観を損なうことがないように、既存の地形、周辺の樹木等を保全し、周辺環境との調和に配慮すること。</p> <p>イ 主要な道路や眺望点から視認できる場合は、周囲の景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるような措置を講ずること。</p>
(9)地元自治会等と調和を保つよう努めること	<p>ア 設備事業に当たっては、地元自治会等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地元自治会等に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p> <p>イ 地元自治会等からの苦情が寄せられた場合は、速やかにかつ誠実に適切な対応をとるとともに、再発防止のための措置を講ずること。</p>
(10)設置区域の土地及び発電設備等の固定資産税に関し、設置完了後の課税状況の確認を行うこと。	<p>発電設備設置後の土地及び償却資産に関する固定資産税について、設置後の課税状況を事業者等及び土地所有者が認識しておくこと。</p>